

ふれあいネットワーク



社協だより

第99号

平成30年10月1日

編集・発行

社会福祉法人 六ヶ所村社会福祉協議会
六ヶ所村大字平沼字二階坂92-7
(六ヶ所村老人福祉センター内)
TEL 75-3000・75-2292 FAX 75-2292



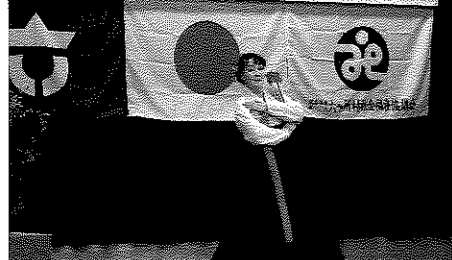
七月十一日、六ヶ所村老人福祉センターにおいて第三十二回六ヶ所村社会福祉大会が開催されました。昨年度までは冬期間に行われていましたが、今年度より夏期間の開催となりました。今年度は青森県大間町出身の三遊亭大楽氏を講師に迎え『笑い与健康』(笑点)うらばなし』と題し、ご講演と古典落語をご披露頂きました。

テレビでお馴染み、笑点のうらばなしでは他ではなかなか聞くことの出来ない貴重なお話も、笑いを生み出す大楽氏の巧みな話術により、爆笑の渦に包まれました。

- 【表彰の部】
- ◇民生委員・児童委員 館 忠克
 - ◇社会福祉協助者 橋本良輔(社協評議員)
 - ◇社会福祉施設従事者 木村町子(松緑福祉会)
 - 滝澤美鈴(松緑福祉会)
 - 戸田充信(松緑福祉会)
 - 堂崎真理(松緑福祉会)
- 【感謝の部】
- ◇社会福祉協助者 高橋博美(社協評議員)
 - 三葉流 家元 三葉秀寿(多額寄附)(敬称略)



32回六ヶ所村社会福祉大会



回六ヶ所村社会福祉大会



第三十二回六ヶ所村社会福祉大会開催される

福祉資金のご活用を

たすけあい資金

社協では、低所得世帯等を対象に、応急の費用に困る方に無利子で資金を貸付します。

対象者は社協で必要と認められた方で保証人が必要です。
(※なお、本資金は寄附金等村民の善意のお金を原資として貸付しています。)
借入れについては社協、地区民生委員までお申し込み下さい。

生活福祉資金

村社協では県社協より委託を受け、低所得世帯等を対象に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために資金を貸付しています。
資金の種類により貸付条件、貸付限度額(特別枠)添付書類等が異なりますので、詳しくは社協、地区民生委員までおたずね下さい。

◇たすけあい資金

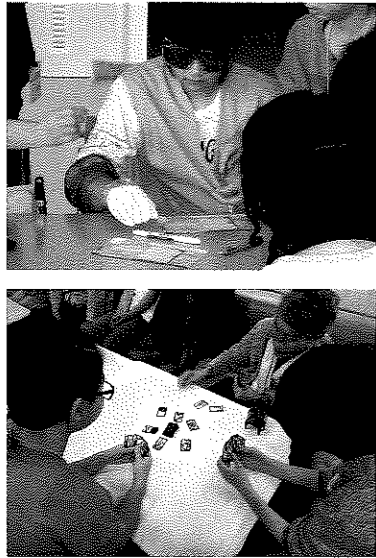
資金の種類	償還期間	貸付限度額	償還方法
生活保護立替金	貸付日より6ヶ月以内	50,000円以内	分割又は一括
自立更正資金			
応急援護資金			

◇生活福祉資金

資金の種類	貸付条件				保証人	
	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子		
総合支援資金	生活支援費※1 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:12ヶ月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	据置期間経過後10年以内	保証人あり無利子 保証人なし年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	住居入居費※1 ・住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日から6ヶ月以内			
	一時生活再建費※1 ・生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	貸付けの日から6ヶ月以内			
福祉資金	福祉費 ・日常生活を送る上で、または自立生活に資するために、一時的に必要と見込まれる費用	580万円以内	貸付けの日から6ヶ月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり無利子 保証人なし年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金※1 ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2ヶ月以内	据置期間経過後12ヶ月以内	無利子	不要
教育支援資金	教育支援費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専・短大)月6万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6ヶ月以内	据置期間経過後(高校)8年(高専・短大)10年(大学)15年	無利子	不要 世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費 ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間:※2	契約終了後3ヶ月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間:※2				不要

社協だよりの発行には、共同募金の配分金が使われております。

※1...生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用を要件としています。
※2...借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間。



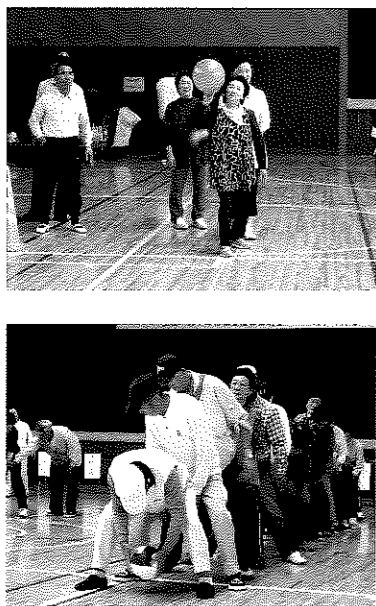
ボランティアスクール

七月三十一日と八月一日の二日間、村内小中学生十三名が参加しボランティアスクールを開催しました。「去年も参加しました」という大ベテランの生徒も多く、初めて参加した生徒には優しく教えてあげる姿が印象的でした。高齢者疑似体験では、高齢者の気持ちを理解しようと協力してプログラムに取り組みました。「おじいさん、おばあさんと花札をした」と心待ちにしていたぼんてん荘訪問では、レクリエーションに参加し交流を楽しみました。短い時間ではありましたが利用者さんとの関わりから多くを学ぶ貴重な機会となりました。今回の経験を、今後に活かしてくれたらと思いがとぼんてん荘の皆さま、誠にありがとうございました。



障害者レクリエーション大会

八月一日、地域交流ホームにおいて、第二十七回障害者レクリエーション大会が開催されました。ボランティアスクールに参加の子どもたちと障がい者の方々が一緒にグラウンドゴルフを行い「子供たちにはまだまだ負けていられない」と熟練されたプレーを見せてくれました。子どもたちからは「やっつけているうちに上手になり楽しかったです。」との感想を聞くことができました。昼食は全員で一緒に焼肉を食べ、午後のピンゴ大会では子供たちが主役となり頑張っていました。今年度も日本原燃労働組合の皆さまとボランティアグループの会の皆さまにテントの設営から食事の準備、後片付けまでご協力いただきました。誠にありがとうございました。



第33回六ヶ所村高齢者スポーツ大会

八月二十九日、大石総合体育館を会場に、第三十三回六ヶ所村高齢者スポーツ大会が開催されました。村内十七の老人クラブが五チームに編成され、それぞれのチームが優勝を目指し競技に取り組みました。最終結果は次の通りです。

- ・優勝 泊チーム
- ・二位 庄内・千歳平・千歳チーム
- ・三位 出戸・老部川・尾駱浜・尾駱チーム

善意の寄附

次の方から、心温まるご寄附を頂きました。福祉基金として積み立て災害等に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

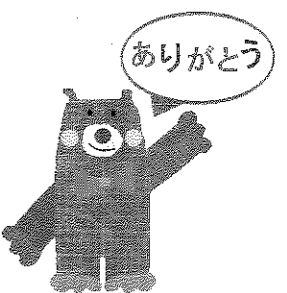
- ・三八、四〇〇円 青森県ハーレーダビットソンクラブ

会長 前田 松男様

赤い羽根共同募金

10月1日

よりはじまります



平成30年度
六ヶ所村目標額 **1,890,000円**

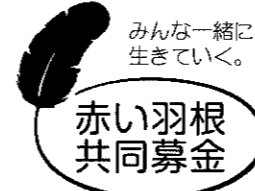
赤い羽根共同募金は、民間の社会福祉事業を支援するための募金として「社会福祉事業法」に位置づけられ、全国一斉に展開されています。

みなさまからお寄せいただく寄附金は、地域福祉の充実のために役立てられています。

平成29年度募金運動により、六ヶ所村社会福祉協議会に1,490,000円が配分されました。配分金は次のように使われています。(平成30年度使用分)

○老人福祉活動費 一人暮らし等ふれあい食事会	960,000円
○障がい児・者福祉活動 障がい者レクリエーション等事業費	130,000円
○福祉育成・援助活動費 福祉チャリティーショー事業費 広報活動費(社協だより)	120,000円 280,000円
計	1,490,000円

ご家庭で、職場で、学校で、共同募金はいつでも、どこでも参加できるボランティア活動です。
今年もみなさまのご協力をお願いします。



10月1日▶12月31日

共同募金への寄附金には税の特典があります。

- 会社など法人の寄附金は、全額損金算入できます。
- 個人の寄附金は、所得税控除の対象になります。
- 共同募金運動期間以外も寄附金を取り扱っています。

